

市内中小企業・個人事業者向け

ポストコロナに向けた取組に補助金を交付します！

市内中小企業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びまん延防止並びに事業継続を両立させるために実施する、ポストコロナに向けた設備等の導入(工事や物品等の購入)を支援するための補助金を交付します。

また、ポストコロナの新しいビジネススタイルに対応し、非対面で行う販路拡大や販売促進等の営業活動を行う市内中小企業者の取組を支援するための補助金を交付します。

1 補助内容

補助金名称	事業継続応援補助金	オンライン営業ツール等 作成支援補助金
補助対象者	自らが事業を営む市内の店舗、事務所や工場等で、補助対象事業を行う中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業は除く。)	
補助率	補助対象経費の3/4(補助対象経費は税抜き額)	
補助額	最大20万円	
補助対象事業例	「ウイルスを持ち込まないためのもの(例:消毒液自動噴霧器の購入)」や「感染拡大を防止するためのもの(例:タッチレス水栓機器の設置工事)」等	オンラインで開催する商談会や展示会用の動画作成やインターネット販売システムの構築等
補助対象と ならないもの	原材料、消耗品費、リース料及び登録料等	パソコン等の購入費、通信費、登録料及び使用料等
発注先	市内事業者	市内事業者に限定せず
市ホームページ	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1019826/1023107.html	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1019826/1023106.html

2 申請方法

補助金の申請は、事前登録制とし、申込順で予算上限に達し次第、終了します。また、事前登録受付後に交付申請が必要になります。

【事前登録開始日時・方法】

令和3年7月1日(木)午前9時開始

※市ホームページの事前登録フォームをご利用ください。

3 補助対象期間

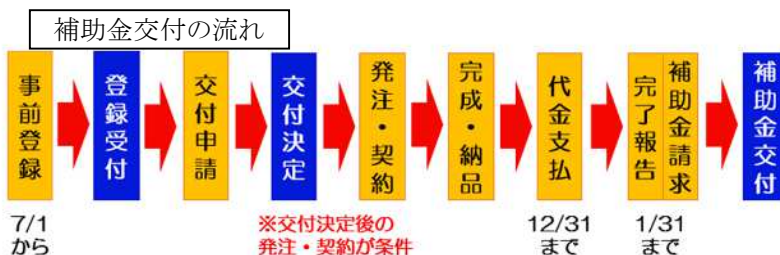
交付決定日から令和3年12月31日(金)まで

※期間中に発注・契約、完成・納品、代金支払を行う必要があります。

4 完了報告書及び補助金請求書提出日

令和4年1月31日(月)必着

※ 対象となる工事や物品等の具体例及び申請方法などについては、市ホームページに掲載する募集案内をご参照ください。



【問い合わせ先】
 産業・雇用対策課
 電話 042-707-7468